

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号） 抄

（設置）

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（所掌事務）

第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

- 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）によりその権限に属させた事項
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項
- 三 前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項

2 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

- 一 農地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に関する事項
- 二 農地等の交換分合のあつせんその他農地事情の改善に関する事項

三 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項

四 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

五 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

六 農業及び農民に関する事項についてのけいもう及び宣伝

3 農業委員会は、前二項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができる。

4 第二項の規定は、同項に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基く権限の行使を妨げない。

（選挙による委員）

第七条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、十人から四十人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（公職選挙法の準用）

第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第三項、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第十章（第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）（当選人）、第一百条第一項及び第三項（再選挙）、第一百一十一条第一項及び第二項（議員の欠けた場合の通知）、第一百二十二条第五項、第七項及び第八項（議員の欠けた場合の繰上補充）、第一百三十一条第一項（補欠選挙）、第一百五十一条第一項（合併選挙）、第一百六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百七条（設置選挙）、第二百二十九条（選挙運動の期間）、第三百十条（選挙事務所の設置及び届出）、第三百十一条第一項及び第二項（選挙事務所の数）、第三百三十二条（選挙当日の選挙事務所の制限）、第三百三十四条から第三百三十七条まで（選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係

者等の選挙運動の禁止）、第三百三十七条の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）、第四百四十条の二（連呼行為の禁止）、第四百四十八条の二（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）、第六十一条、第六十一条の二、第六十二条第一項及び第二項、第六十三條（個人演説会）、第六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止等）、第六十六条（特定の建物及び施設における演説等の禁止）、第十五章（第二百四條、第二百五条第五項、第二百八條、第二百九條の二第二項、第二百一十一條第二項及び第二百二十條第四項の規定を除く。）（争訟）、第十六章（第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第一号及び第二号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第二項、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第一項第三号及び第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三の規定を除く。）（罰則）、第二百六十四條の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十一條の二（一部無効に因る再選挙の特例）、第二百七十二條（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

|              |                                                                       |                                  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第十一條第二項      | この法律                                                                  | 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）      |
|              | 第二百五十二條                                                               | 農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十二條  |
| 第十一條の二       | 前条第一項第四号                                                              | 農業委員会等に関する法律第十一條において準用する前条第一項第四号 |
| 第十七條第一項及び第二項 | 市町村の区域                                                                | 農業委員会等の区域                        |
| 第十八條第一項      | 市町村の区域                                                                | 農業委員会等の区域                        |
|              | 第十五條第六項                                                               | 農業委員会等に関する法律第十條の二第二項             |
| 第十八條第二項      | 市町村の区域                                                                | 農業委員会等の区域                        |
| 第十九條第四項      | 抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若し | 抄本                               |

|             |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十三條第一項    | くは一部の事項又は当該事項を記載した書類）<br>前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間<br>同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面<br>選挙人名簿の登録に関し不服がある | 毎年二月二十三日から十五日間                                                                                                                                             |
| 第二十四條第一項    | 選挙人名簿                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                            |
| 第二十四條第二項    | 三日<br>その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し<br>一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に関し<br>地方自治法第七条第六項の告示による当該市町村の設置の日                                                                                                                              | 二十日<br>直ちに選挙人名簿を修正し<br>一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を<br>当該農業委員会の設置の日                                                                                                   |
| 第二十三條第三項    | 三分の一<br>その選挙を必要とするに至った選挙                                                                                                                                                                                                                   | 二分の一<br>その選挙を必要とするに至った選挙又は農業委員会等に関する法律第十四条の解任の効力<br>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百十條第一項<br>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十四條<br>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十四條 |
| 第二十四條第四項第二号 | 第二百五十四條                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                            |
| 第二十四條第四項第四号 | 第百十一條第一項                                                                                                                                                                                                                                   | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第百十一條第一項                                                                                                                           |
| 第二十四條第五項    | その選挙を必要とするに至った選挙                                                                                                                                                                                                                           | その選挙を必要とするに至った選挙又は農業委                                                                                                                                      |

|                               |                                                                                                                                       |                                                                                                                     |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第四十四条第二項                      | 抄本（当該選挙人名簿が第十九条（永久選挙人名簿）第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条（投票箱等の送致）及び第五十六条（繰上投票）において同じ。） | 員会等に関する法律第十四条の解任の効力<br>抄本                                                                                           |
| 第四十八条の二第一項第一号、第二号及び第四号        | 総務省令                                                                                                                                  | 農林水産省令                                                                                                              |
| 第六十二条第二項（第七十六条において準用する場合を含む。） | 十人                                                                                                                                    | 五人                                                                                                                  |
| 第六十八条第一項第二号                   | 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十七条の二、第八十八条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三                                                                       | 農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項、同法第十一条において準用する第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二百五十一条の二若しくは国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二百二条第二項（政治的行為の制限） |
| 第七十三条                         | 第五十七条第一項本文及び第二項                                                                                                                       | 第五十七条第一項本文                                                                                                          |
| 第八十六条の八第一項                    | 第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条                                                                                               | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条第一項、第十一条の二又は第二百五十二条                                                                     |
| 第八十六条の八第二項                    | 第二百五十一条の二第一項各号                                                                                                                        | 第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号                                                                                            |
| 第九十条                          | 前条                                                                                                                                    | 農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項又は国家公務員法第二百二条第二項                                                                           |
| 第九十一条第二項                      | 第八十八条又は第八十九条                                                                                                                          | 生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき                                                                    |
| 第九十七条第二項                      | その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの                                                                 | のがあるとき                                                                                                              |

|              |                                                                                                                                       |                                                                                    |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第九十八条第一項     | 事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において同条第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるとき<br>第二百五十一条の二                                                         | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十一条の二                                                  |
|              | 第二百五十一条の二第一項各号                                                                                                                        | 第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号                                                           |
|              | 公職に係る選挙                                                                                                                               | 農業委員会の選挙による委員の選挙                                                                   |
| 第二百三条第二項     | 、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条                                                                                                                | 又は農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条若しくは第一百十二条又は農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条若しくは第一百十二条 |
| 第二百三条第四項     | 、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条                                                                                                                | 又は農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条若しくは第一百十二条                                          |
| 第四百四条        | 地方自治法第九十二条の二                                                                                                                          | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の五第六項                                                    |
| 第一百十條第一項第四号  | 同法第九十二条の二                                                                                                                             | 同法第一百八十条の五第六項                                                                      |
| 第一百十一條第一項第三号 | 六分の一<br>地方公共団体の議会の議長                                                                                                                  | 五分の二<br>農業委員会の会長                                                                   |
| 第一百十二條第五項    | 当該職員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において同条第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは | 生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは                                  |
| 第一百十三條第一項第六号 | 六分の一                                                                                                                                  | 五分の二                                                                               |
| 第一百十五條第一項第二号 | 同一の地方公共団体                                                                                                                             | 当該農業委員会                                                                            |
| 第一百十七條       | 市町村が設置された                                                                                                                             | 農業委員会が設置された                                                                        |
| 第二百三十五條第一項   | 第八十八条に掲げる者                                                                                                                            | 農業委員会等に関する法律第八条第四項に掲げる者                                                            |

|            |                                                                                    |                                                 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第二百三十七条の三  | 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条                                                              | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条                 |
| 第六十一条第二項   | 必要な設備をしなければならない                                                                    | その使用を許可しなければならない                                |
| 第二百十条第一項   | 第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで<br>若しくは第二百五十二条の二第二項<br>場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により<br>刑に処せられた場合 | 第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号<br>又は第二百五十二条の二第二項<br>場合    |
| 第二百十条第二項   | 第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに<br>掲げる者若しくは出納責任者<br>公職に係る選挙                                | 第二百五十一条の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者<br>農業委員会の選挙による委員の選挙 |
| 第二百十一条第一項  | 第二百五十一条の二第二項<br>若しくは第二百五十二条の二第二項<br>場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により<br>刑に処せられた場合           | 第二百五十一条の二第二項<br>又は第二百五十二条の二第二項<br>場合            |
| 第二百十二条第一項  | 第二百五十一条の二第一項各号<br>公職に係る選挙                                                          | 第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号<br>農業委員会の選挙による委員の選挙    |
| 第二百二十条第三項  | 本章に規定する異議の申出                                                                       | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章に規定する異議の申出          |
| 第二百二十一条第三項 | 議会の議長                                                                              | 農業委員会の会長                                        |
| 第二百二十一条第三項 | 次の各号                                                                               | 第一号、第二号及び第四号                                    |
| 第二百二十二条第三項 | 前条第三項各号                                                                            | 前条第三項第一号、第二号及び第四号                               |
| 第二百二十二条第三項 | 第二百五十一条第三項各号                                                                       | 第二百五十一条第三項第一号、第二号及び第四号                          |
| 第二百二十四条の二  | 第二百五十一条の二第一項各号                                                                     | 第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号                        |

|              |                                                                                                                                                          |                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第二百四十一条第二号   | 第三百二十五条                                                                                                                                                  | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第三百二十五条                                  |
| 第二百五十一条      | この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。） | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）                 |
| 第二百五十一条の二第一項 | 次の各号<br>第四号及び第五号<br>公職に係る選挙                                                                                                                              | 第一号、第三号及び第四号<br>第四号<br>農業委員会の選挙による委員の選挙                          |
| 第二百五十二条第一項   | この章に掲げる罪（第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。）                                                                              | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十条、第二百四十二条及び第二百五十三条の罪を除く。） |
| 第二百五十二条第二項   | この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）                                                                                                                                  | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）                 |
| 第二百五十三条の二第一項 | この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。） | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）                 |
|              | 第二百五十一条の二第一項各号                                                                                                                                           | 第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号                                         |

|                                   |                                                                                                                                                          |                                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第二百五十四条                           | この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。） | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。） |
| 第二百五十一条の二第一項各号                    | 第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号                                                                                                                                 |                                                  |
| 議会の議長                             | 農業委員会の会長                                                                                                                                                 |                                                  |
| 第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで            | 第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号                                                                                                                                     |                                                  |
| 若しくは第二百五十二条の二第二項                  | 又は第二百五十二条の二第二項                                                                                                                                           |                                                  |
| とき又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられたときは | ときは                                                                                                                                                      |                                                  |
| この法律                              | 農業委員会等に関する法律                                                                                                                                             |                                                  |
| 第十五章                              | 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章                                                                                                                             |                                                  |
| この法律の実施                           | 農業委員会の選挙による委員の選挙                                                                                                                                         |                                                  |

（委員の解任の請求）

第十四条 農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、選挙された農業委員会の委員の全員の解任を市町村の選挙管理委員会に請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、市町村の選挙管理委員会は、遅滞なくその旨を告示するとともに、都道府県知事、市町村長及び農業委員会の会長にこれを通告しなければならない。

3 前項の告示があつたときは、第一項の請求に係る委員は、当該告示の日にその職を失う。

4 第一項の規定による委員の解任の請求は、これらの委員の一般選挙の日から六箇月間は、することができない。ただし、選挙による委員の全員が第十一条において準用する公職選挙法第百条第六項の規定により当選人となつた者であるときは、この限りでない。

5 第一項の二分の一の数は、第十条第一項の規定により調製された選挙人名簿確定の期日においてこれに登載された者の二分の一とし、市町村の選挙管理委員会において選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

6 公職選挙法第四十二条第一項本文（選挙人名簿の登録と投票）の規定は、第一項の同意又は請求について、同法第二百二条（選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）、第二百三条（選挙の効力に関する訴訟）、第二百十三条から第二百十六条まで（争訟の処理等）、第二百十九条（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）並びに第二百二十条（選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）の規定は、第一項から第三項までの規定による解任の効力について準用する。この場合において、同法第二百二条第一項中「当該選挙の日」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十四条第二項の告示の日」と、第二百二十条第三項中「当該議会の議長」とあるのは「当該農業委員会の会長」と読み替えるものとする。

（委員の任期）

第十五条 選挙による委員の任期は、三年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第十九条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第十二条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第十二条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失ふ。

（部会の設置及び構成）

第十九条 農業委員会に第六条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を処理するため、農地部会を置く。

2 農地部会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

一 選挙による委員が互選した者十人から十五人

二 第十二条第一号の委員が互選した者

三 第十二条第二号の委員が互選した者

3 農業委員会に第六条第二項第三号（基本的な方針の決定を除く。）から第六号までに掲げる事務及び同条第三項に規定する事務（行政庁の諮問に対する答申を除く。）を処理するため、一又は二以上の部会を置くことができる。

4 前項に規定する部会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

一 選挙による委員が互選した者

二 第十二条第一号の委員が互選した者

三 第十二条第二号の委員が互選した者

- 5 第二項及び前項の互選に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 第二項各号及び第四項各号の委員の定数は、条例で定める。この場合において、第二項第二号及び第三号の委員の定数の合計及び第四項第二号及び第三号の委員の定数の合計は、それぞれ第二項第一号の委員の定数又は第四項第一号の委員の定数の三分の一をこえないようにしなければならない。

- 7 部会に部会長を置く。部会長は、部会の委員のうちから総会で選任する。

- 8 部会長が欠けたとき又は事故があるときは、部会の委員のうちから総会があらかじめ定める者がその職務を代理する。

- 9 農業委員会は、その所掌事務を行うにつき部会長を不適当と認めるときは、総会でこれを解任することができる。

- 10 選挙による委員の定数が二十人以下である農業委員会にあつては、農地部会及び第三項の部会を置かない。

(業務)

- 第四十条 都道府県農業会議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う。

- 2 都道府県農業会議は、左に掲げる業務を行うことができる。

- 一 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。

- 二 農業及び農民に関する啓もう及び宣伝を行うこと。

- 三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

- 四 農業委員会の委員等の講習及び研修を行うこと。

- 五 第六条第二項に掲げる事項に関し農業委員会に協力すること。

- 六 前各号の業務に附帯する業務

(会議員)

- 第四十一条 都道府県農業会議は、会議員をもつて構成する。

- 2 次に掲げる者は、会議員とする。

- 一 当該都道府県農業会議の地区内の市町村に置かれる農業委員会（市町村の区域内に二以上の農業委員会がある場合には、当該二以上の農業委員会が協議して一を限り定めた農業委員会）の会長。ただし、当該会長が農業委員会（市町村の区域内に二以上の農業委員会がある場合には、当該二以上の農業委員会。以下この号において同じ。）の意見を聴いて農業委員会の委員のうちから会議員となるべき者一人を指名したときは、その者

- 二 都道府県農業協同組合中央会が本人の同意を得て推薦したその会長、副会長又は理事のうち一人

- 三 都道府県農業共済組合連合会が本人の同意を得て推薦したその理事一人

- 四 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業協同組合連合会がその協議により本人の同意を得て、その理事（経営管理委員を置く農業

協同組合及び農業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員）のうちから会則の定める定数の範囲内で推薦した者若干人

五 農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて農林水産省令で定めるものがその協議により本人の同意を得て、その理事（法人でない団体にあつてはその代表者。第四十三条第五号において同じ。）のうちから会則の定める定数の範囲内で推薦したもの若干人

六 農業に関し学識経験を有する者のうちから会則の定める定数の範囲内で会長が本人の同意を得て指名した者若干人

3 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、会議員とならない。

一 成年被後見人

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者

（業務）

第五十九条 全国農業会議所は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。

二 農業及び農民に関する啓もう及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

四 都道府県農業会議の行う第四十条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

五 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務

都市計画法（昭和四十三年法律第百号） 抄

（区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るためには必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2・3 （略）

（他の行政機関等との調整等）

第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第六条の二第二項第二号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するものを除く。）は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

27（略）

生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）抄

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。

三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

23（略）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）抄

（無投票当選）

第百条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、第八十六条第一項から第三項まで又は第八項の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき又は一人となつたときは、投票は、行わない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、第八十六条の二第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は同条第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一人であるとき若しくは一人となつたときは、投票は、行わない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において、第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなつたときは、投票は、行わない。

4 参議院（選挙区選出）議員若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙において第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による届出のあつた候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共団体の長の

選挙において同条第一項、第二項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき若しくは一人となつたときは、投票は、行わない。

5 (略)

6 第一項から第四項まで(第二項の規定の適用がある場合であつて、衆議院比例代表選出議員の選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。)又は第二百二十七条の場合においては、選挙長は、その選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、当該公職の候補者をもつて当選人と定めなければならない。

7 9 (略)

(無投票当選)

第二百二十七条 第一百九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、第百条第四項に規定する事由が生じたときは、当該選挙に係る投票は、行わない。

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号) 抄

第五十三条の二 農業共済組合連合会の組合員たる一の農業共済組合の他に当該農業共済組合連合会の組合員がなくなつたとき又は農業共済組合連合会の組合員たる組合等の区域のすべてを合わせた区域とする農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、当該農業共済組合連合会の権利義務(当該農業共済組合連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。)を承継することについて、認可を申請しなければならぬ。

前項の認可があつたときは、当該農業共済組合連合会の権利義務は、その時において当該認可の申請に係る農業共済組合に承継されるものとし、当該農業共済組合連合会は、その時において解散するものとする。

(略)

第二項の規定による権利義務の承継の際現に存する農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係については、当該再保険関係に係る共済責任期間(家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間)が終了するまでの間は、同項の規定により農業共済組合連合会の権利義務を承継した農業共済組合(以下特定組合という。)を当該農業共済組合連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

(略)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号) 抄

(定義)

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全

部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。  
(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 (略)

27 (略)

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第八条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間  
2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第七条の規定にかかわらず、当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第六条第八項の規定は、第一項の協議について準用する。